令和８年金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の概要

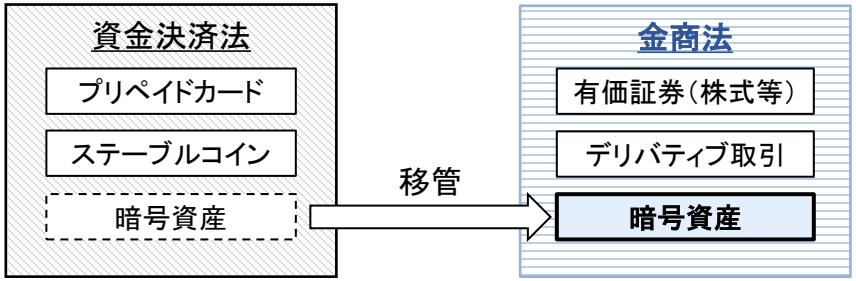
我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「**暗号資産**」、「**サステナビリティ情報の開示・保証**」、「**スタートアップへの資金供給**」、「**不公正取引規制**」等に関する制度を整備

１．暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を**資金決済法から金商法に移管**

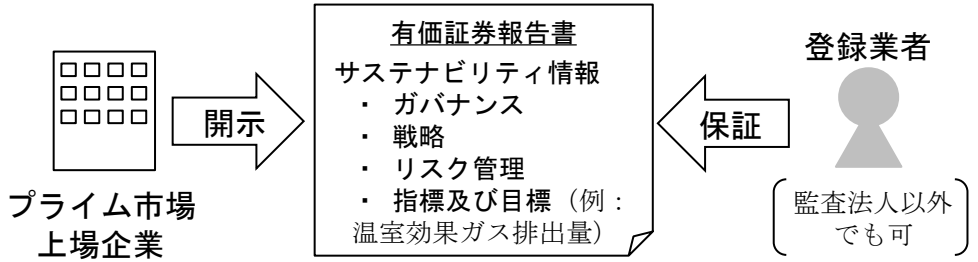
※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



２．企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく**情報開示**及び**第三者保証を義務付け**
- **保証の提供業者**に対し、**登録制・業規制を導入**



３．スタートアップ企業への資金供給の促進

投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- **有価証券届出書の提出免除基準の引上げ**

※ ５億円未満の資金調達について提出を免除（現行：１億円未満）

- **プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大**

※ プロ投資家になるための移行手続を行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用）

４．有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不公正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- **インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大**
- **課徴金制度の見直し**
- **調査権限等の拡充**

※このほか、今般新設する規定と同じ文章構造を持つ金融商品取引法第75条及び第79条の4について、一般的な表記方法に則した表現に適正化

令和８年金融商品取引法改正に伴う政府令等の整備（サステナビリティ情報の開示・保証）

- 令和8年（2026）7月に公布された**改正金融商品取引法**のうち、**企業のサステナビリティ情報の開示・保証**及び**スタートアップ企業の資金調達の促進**について、**関連政府令等のパブリックコメントを11月13日に開始**（30日間）。
- 令和9（2027）年3月上旬に政令・内閣府令の公布、同年4月1日に政令・内閣府令の施行を予定。

企業のサステナビリティ情報の開示・保証（共通）

【有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準の適用及び第三者保証が義務付けられる者の範囲】

■**過去5事業年度の末日における時価総額の平均額が5,000億円以上**である**プライム市場上場企業**とする。

【サステナビリティ開示基準の適用及び第三者保証の適用開始時期】

■**施行日（令和9年4月1日）以後に開始する事業年度**（2028年3月期）から適用（開示・保証とも早期適用可）。

■平均時価総額の規模に応じた**段階的な適用**となるよう、以下のとおり所要の経過措置を整備。

	開示	保証
R９．４．１以後に開始する事業年度	１兆円以上３兆円未満	３兆円以上
R10.4.1以後に開始する事業年度	5,000億円以上１兆円未満	１兆円以上３兆円未満
R11.4.1以後に開始する事業年度		5,000億円以上１兆円未満

※3兆円以上のプライム市場上場企業のサステナビリティ開示基準に従った開示については、内閣府令に基づき、先行して、R8.4.1以後に開始する事業年度（2027年3月期）から開始。

サステナビリティ情報の開示

【サステナビリティ開示基準の指定】

■ 一般に公正妥当な基準として**SSBJ基準を指定**する。

【二段階開示】

■ 開示の適用初年度及びその翌年度は、それぞれの**翌期の半期報告書においてサステナビリティ開示基準に従った開示を行うこと**を可能とする。

【虚偽の開示書類の民事責任に係るセーフハーバーの要件等】

■ 対象情報を、有価証券報告書等の非財務情報のうちの**将来情報、見積り情報、第三者から取得した情報**とする。

■ 適用要件を、有報の**将来情報等の前提条件や検討プロセス、金商法の確認書の記載が真実であること**とする。

※ 確認書の記載事項として、開示統制・手続の整備・運用状況に関する事項を追加する。

サステナビリティ情報の保証

■ 第三者保証の業登録に必要な最低資本金の額を、**2,000万円**とする。

■ 業登録に必要な業務執行担当者の知識・経験を、**サステナビリティ開示基準等の知識、3年以上の第三者保証業務の経験**とする。

■ 第三者保証の提供業者は、業務執行担当者にサステナビリティ開示基準等に関する**研修を受講させる義務**を負う。

■ **会社との間に債権債務関係があること、業務執行担当者が発行者の役員であること**等の関係がある場合、業務提供を禁止する。

■ 業務執行担当者のローテーション期間を**7年間**（インターバル期間2年間）とする。

■ 保証報告書の記載内容等、**第三者保証業務の実施方法等を定める内閣府令を新設**する。

■ 有報に、**保証提供業者への報酬**の記載、**保証を受けている事項の明示**、**保証報告書の添付**を求める。

■ **保証提供業者に異動**があった場合、臨報の提出を要することとする。